

## 甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 令和8年2月25日(水) 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(15名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 森澤 良直      2 番 落合 洋子      4 番 宮川 俊一      5 番 興水 辰次  
6 番 芦沢 喜嗣      8 番 越石 和昭      10 番 關野 登      11 番 佐々木 茂隆  
13 番 渡邊 元二      14 番 野澤 洋子      15 番 長田 正実      16 番 菊島 建

4. 欠員(2名)

3 番、9 番

5. 欠席(2名)

7 番 小松 芳彦、12 番 西名 武洋

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

農地係 係 長 中村 勝  
係 長 窪田 光洋  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 長澤 和利

7. 議 案

議案第1号 地域計画の変更に係る意見聴取について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請することについて

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第5条による競・公売適格証明願について(市街化区域届出)  
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)

午後2時00分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 2 名、15 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 2 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会 総会 会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、2 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、15 番の長田正実委員と 16 番の菊島建委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。また、本日は、「農業経営基盤強化促進法」第 19 条第 6 項の規定による、地域計画変更に係る「意見聴取の場」が設けられております。市町村は、地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない、となっております。したがって、甲府市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により甲府市農政課より説明を求めることといたします。

それでは、議案第 1 号「地域計画の変更に係る意見聴取」について、甲府市農政課より、説明を求めます。

○農政課（佐野課長補佐）

農政課の佐野です。本日はお時間をいただきありがとうございます。

今回の地域計画の変更につきましては、認定新規就農者や中山間地域等直接支払交付金受給者による補助金交付要件を満たすために、担い手及び農地の追加・変更を行うものであり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、ご意見を求めるものがあります。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第 1 号 地域計画の変更に係る意見聴取についての A4 縦版と、A3 横版の目標地図の資料①から⑤をご覧ください。

一つ目は、北部地域、目標地図の資料①の黄色枠で囲んだ箇所になります。

変更理由は、中山間地域等直接支払交付金受給者による借り手の変更です。

当該地は、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡の〇筆、計〇〇㎡です。

二つ目は、右左口町宿地域、目標地図の資料②・③の黄色枠で囲んだ箇所になります。

変更理由は、認定新規就農者による担い手及び農地の追加です。

当該地は、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡の〇筆、計〇〇㎡です。

三つ目は、下向山町地域、目標地図の資料④の黄色枠で囲んだ箇所になります。

変更理由は、中山間地域等直接支払交付金受給者による担い手及び農地の追加です。

当該地は、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡の〇筆、計〇〇㎡です。

四つ目は、白井町・上曾根町地域、目標地図の資料⑤の黄色枠で囲んだ箇所になります。

変更理由は、認定新規就農者による担い手及び農地の追加です。

当該地は、〇〇町〇〇地番、地積〇〇㎡です。

説明は以上になります。規定により、ご意見を求めるものであります。

○（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。ただいまの説明に関し、何かご意見やご質問があればお願いいたします。

《 意見、質問なし 》

それでは、これより採決を行いますので、農政課はここで退室をお願いします。

《 甲府市農政課 退室 》

それでは、採決をいたします。議案第1号「地域計画の変更」について、原案のとおり同意される方は挙手をお願いいたします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数でありますので、「地域計画の変更」につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

なお、事務局につきましては、その旨を甲府市へ報告してください。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が2件、贈与が1件の合計3件ございます。3件とも3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書1ページの1番、地図は1ページの3条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面及び〇面は〇〇となっております。

譲受人は〇〇とともに〇〇及び〇〇を栽培しておりますが、〇〇のため、〇〇である譲渡人から申請地を売買により取得することとなりました。

譲受人と〇〇の農業経験は〇〇年以上、また、〇〇、〇〇についても〇〇年の農業経験があり、農機具等についても一式所有していることから問題なく営農できると考えています。

なお、取得後の農地では、〇〇栽培をする計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受人は〇〇をしながら〇〇したい希望があったことから、〇〇で農地を探していたところ、条件に適した申請地を売買により取得することとなりました。

譲受人は、農業経験が〇〇年ではありますが、〇〇な〇〇から〇〇を受けながら、譲受人の〇〇とともに〇〇、〇〇を栽培する計画であります。農業機械等は〇〇、〇〇、〇〇を所有していることから問題なく営農できると考えています。

続きまして、議案書 3 番、地図は 3 ページの 3 条No.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっております。

譲渡人は〇〇のため、〇〇が〇〇になり、所有する農地の〇〇を検討しているところ、〇〇である譲受人の〇〇を通じて、譲受人が贈与により申請地を取得することになりました。

譲受人は、農業経験が〇〇年で〇〇となりますが、農業経験が〇〇年ある〇〇とともに〇〇、〇〇、〇〇を栽培する計画であり、農業機械等についても〇〇、〇〇、〇〇を所有していることから問題なく営農できると考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 2 号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 2 号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が農地転用するものであります。今月は、5件ございます。

議案書2ページの1番、地図は4ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○、○面、○面及び○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は申請地の○○に住んでおりますが、○○している○○が車の○○を予定しており、○○が必要になったため、条件に適した申請地を取得し、○○の○○として転用するものであります。

なお、○○については○○で○○する計画であります。

続きまして、議案書2番、地図は5ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○を挟んで○○及び○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○や○○の○○を行う○○であり、申請地は○○もよく、○○としての○が○○なことから申請地を取得し、○○に転用したいとのことであります。転用後は、○○する予定です。

なお、○○については、○○により○面に○○する○○へ○○し、○○については、○○により○○した後、○面にある○○に○○する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は6ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○で○○の○○を○○しておりますが、今まで○○していた○○を○○することができなくなったことから、申請地を取得し、○○として転用するものであります。

申請地は○○と○○の○○を計画しており、隣接地する農地所有者及び土地所有者からは同意を得ております。

また、○○は○○を行い、○○については○○し、○○については○面に○○する○に○○された○○へ○○し○○する計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は7ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○及び○○、○面は○○となっており、農地区分は第○農地と判断しました。

借人は〇〇の〇〇であり、〇〇の〇〇で〇〇していましたが、〇〇の〇〇に伴い〇〇となってきたことから、〇〇が〇〇する申請地を〇〇し、〇〇したいとのことであります

なお、〇〇については、〇〇により〇面にある〇〇へ〇〇し、〇〇については〇側に〇〇する〇〇に〇〇された〇〇へ〇〇し〇〇する計画です。

続きまして、議案書 3 ページの 5 番、地図は 8 ページの 5 条No.4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

借人は〇〇の〇〇であり、〇〇の〇〇に〇〇しておりますが、〇〇の〇〇に伴い〇〇となったことから、貸人の〇〇に〇〇する申請地を〇〇し、〇〇として転用する計画であります。

なお、〇〇は〇〇で〇〇により〇〇し、〇〇は〇〇で〇〇、〇面の〇〇に〇〇されている〇〇へ〇〇する計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 3 号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 3 号については決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

#### ○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 4 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

5 ページから 10 ページまでは、1 月 9 日から 2 月 6 日までに受理しました、農地法第 5 条による競・公売適格証明願いや相続等の 3 条の届出、市街化区域における農地法 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第4号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第5号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。

午後2時30分 再開

○（山村職務代理）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、報告事項を申し上げます。議案第4号につきましては、〇〇が関係する案件がありますので、〇〇いたします。

それでは、議案第4号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について」審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第4号のうち、議案書21ページの6番、並びに、議案書28ページの27番の案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の際には一時退室をお願いいたします。

なお、審議終了後は、再度ご着席をお願いいたします。

それでは、議案第4号の案件について、事務局より説明してください。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いいたします。

それでは「議案第4号」の説明をさせていただきます。

ここで、まず訂正がございます。議案書10ページの「再設定」の表になりますが、貸借期間が、「6年以上～10年未満」の欄をご覧ください。この表には、〇〇地区にそれぞれ、〇件、〇筆、〇〇㎡と表記してありますが、正しくは、〇〇地区にそれぞれ、〇件、〇筆、〇〇㎡となり、一番右の合計欄につきましても、〇〇地区においては、〇件、〇筆、〇〇㎡となり、〇〇地区におきましては、〇件、〇筆、〇〇㎡となります。訂正して、お詫び申し上げます。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における、新規設定の集計表となりますが、農地

中間管理機構において、3月25日公告、4月1日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました64,805㎡で、達成率は55パーセントでございます。

次に、10ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区より、合計〇筆の申請があり、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、271,300㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました82,379㎡で、達成率は30パーセントでございます。

続きまして、11ページから19ページまでが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付内容でありまして、20ページから最終28ページが、借受人となります。貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。

議案書20ページの一番下、申請番号4番をご覧ください。

位置図につきましては、9ページ「議案第4号」No.4を併せてご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者でございます。この方は、現在、〇〇ですが、〇〇における「〇〇」を〇〇し、〇〇の技術を習得されました。この方の〇〇が〇〇で〇〇をされているとのことで、栽培については〇〇の下、営農していくとのことであります。また、〇〇が〇〇で〇〇をされており、〇〇、〇〇を栽培しており、〇〇もしていたとのことであります。

当該農地においては、現在、〇〇と〇〇が〇〇されていますが、今後は、〇〇へ〇〇する予定とのことであります。〇〇については、〇〇を予定しています。

また、農業用機械でございますが、現在、〇〇、〇〇と〇〇を所有しているとのことでございます。

就農後につきましては、年間、概ね330日間農業に従事する予定でございます。

続きまして、議案書24ページの一番上、申請番号15番、位置図につきましては、10ページ「議案第4号」No.15を併せてご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者でございます。この方は、現在、〇〇、〇〇の〇〇をされていますが、この方も、〇〇での「〇〇」を〇〇し、〇〇の技術を習得されています。〇〇も〇〇でおり、〇〇、〇〇は、畑の〇〇に来ており、〇〇を〇〇したとのことでございます。現在は、〇〇の「〇〇」を栽培しているとのことです。

今後、当該農地においては、〇〇を〇〇栽培し、主に〇〇を行い、〇〇について、〇〇へ〇〇する予定であります。

また、農業用機械でございますが、現在、〇〇なため、当面は、〇〇の〇〇を使用する予定となっております。

就農後につきましては、年間、概ね180日間農業に従事する予定でございます。

以上のことから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項によ

る要件を満たしております。

以上でございます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第4号についても、事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第4号「農地中間管理機構へ要請すること」のうち、申請番号6番と27番を除いた案件について、同意される方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、議案第4号のうち、6番と27番を除いた案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは、6番の案件について審議いたしますので、〇〇委員は一時退室をお願いします。

《 〇〇委員退室 》

それでは、議案第4号のうち、6番の案件について同意される方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、6番の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは、〇〇委員は入室してください。

《 〇〇委員入室 》

続きまして、27番の案件を審議しますので、〇〇委員は一時退室をお願いします。

《 〇〇委員退室 》

それでは、議案第4号のうち、27番の案件について同意される方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の同意をいただきましたので、27 番の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは、〇〇委員は入室してください。

《 〇〇委員入室 》

以上で予定している案件は全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして2月定例総会を終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

午後2時50分 閉会